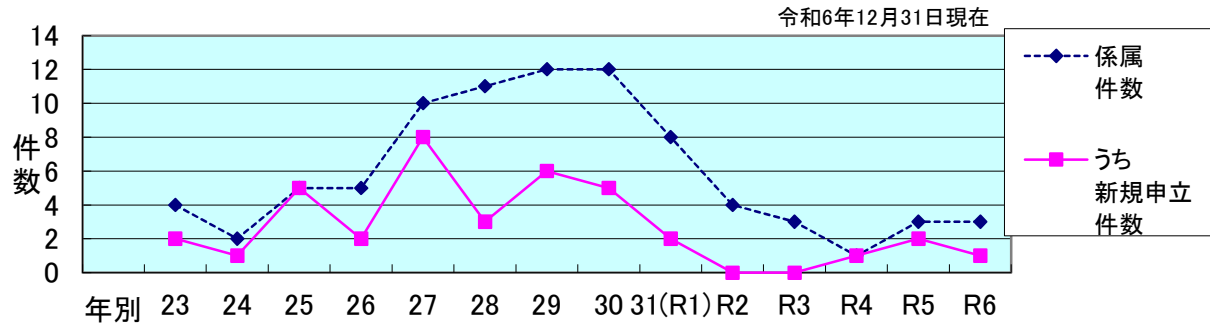


(第11表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第12表) 不当労働行為事件取扱状況

令和6年12月31日現在

状 況		R4	R5	R6		
係 属 状 況	前年からの繰越			1	2	
	新規申立		1	2	1	
	計		1	3	3	
	申 立 人	組 合	1	1	1	
		個 人		1		
		組合・個人				
	新 規 申 立	該	1			
			2	1	1	
			3		1	
			4			
		当 号	1・2			
			1・3			
			1・4			
			2・3			
			2・4			
			1・2・3			
	企 業 規 模	1・2・3・4				
49人以下			2	1		
50人～99人						
100人～499人		1				
500人～999人						
	1,000人以上					
終 結 状 況	移 送					
	取 下					
	和 解	関 与			2	
		無 関 与				
		小 計			2	
	命 令 決 定	全 部 救 済				
		一 部 救 済		1	1	
		棄 却				
小 計			1	1		
終 結 計			1	3		
次 年 へ 繰 越		1	2			
終結事件平均処理日数			624.0日	330.3日		

(第13表) 不当労働行為事件一覧表

令和6年12月31日現在

事件番号	業種	組合員数	該当事項	請求する救済の内容	申立年月日	終結年月日	所要日数	調査回数	審問回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結状況
		従業員数										
5   1	水道業(上水道業・下水道業)	37 (37)	3	謝罪文の掲示	R5.6.20	R6.12.4	534	3	3	3	○伊藤 △加藤 △下田	一部救済
		45										
5   2	社会保険 社会福祉 介護	450 (3)	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出、掲示及び新聞への掲載	R5.9.29	R6.8.19	326	4	-	-	◎西川 ○吉田 △廣瀬 (△太田) △松本	関与和解
		45										
6   1	社会保険 社会福祉 介護	450 (2)	2 ・ 3	団体交渉応諾 脱退勧奨の禁止 謝罪文の掲示	R6.6.28	R6.11.5	131	1	-	-	○東 △森 △西田	関与和解
		19										

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

1: 不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

2: 団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)

3: 支配介入(労働組合法第7条第3号)

4: 報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)